

「佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）について」

＜佐倉市条例案の概要＞

- 第1条：目的
- 第2条：基本理念
- 第3条：市の責務
- 第4条：歯科医師等の責務
- 第5条：教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割
- 第6条：市民の役割
- 第7条：基本計画の策定
- 第8条：基本的施策の実施
- 第9条：財政上の措置

第1条 目的

（目的）

第一条 この条例は、市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関し、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

【概 要】

本条例は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本理念を定め、市、歯科医師、教育関係者、保健医療福祉関係者、市民等が、それぞれの責務又は役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携・協力し、一体となって歯と口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進していくことを規定しています。

第2条 基本理念

(基本理念)

第二条 市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 歯と口腔の健康の維持が子どもの健やかな成長及び生活習慣病の予防、介護予防等の市民の健康づくりに重要な役割を果たしているとの認識の下に、市民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 市民が、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり適切な歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を図ること。
- 三 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に市民の歯と口腔の健康づくりを推進すること。

【概要】

本条例の基本理念は、以下の3点を柱としています。

- 第一号 市民が日常生活の中で自ら意識して歯と口腔の健康づくりに向けた取組を促進すること。
- 第二号 市民の歯と口腔の健康づくりへの取組を支える「歯と口腔の保健医療福祉サービス」の充実に向けて環境整備を推進すること。
- 第三号 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互に連携を図ること。

元来、個人による健康の実現は、各個人が主体的に取り組む課題であります。社会全体として各個人の主体的な健康づくりを支援していくための環境整備も必要です。

第3条 市の責務

(市の責務)

第三条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【概要】

本条は、市が本条例に規定される基本理念を念頭に置き、それを手本、基準として、市民の歯と口腔の健康づくりを推進することを市の責務として規定しています。

第4条 歯科医師等の責務

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者(以下「歯科医師等」という。)は、基本理念にのっとり、市が市民の歯と口腔の健康づくりに関して実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【概要】

本条は、市民の歯と口腔に係る保健分野及び医療分野のいずれにおいても、歯科医師等の果たす役割が特に重要であることから、歯科医師等について、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策への協力を責務として規定しています。

第5条 教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第五条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【概要】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり、歯科保健指導など歯と口腔の健康づくりに関する業務を行う教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割について規定しています。

「教育関係者」とは、主に学校等において、児童生徒の歯と口腔の健康に関わる養護教諭、栄養教諭、学校職員が該当します。また、そうした職員を指揮、指導する管理職も含まれます。

「保健医療福祉関係者」とは、医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、保育士、訪問介護員(ホームヘルパー)等、医療施設若しくは福祉関係の団体であって、歯と口腔の健康に関する指導又は医療行為を行なう者をいいます。市職員も含まれます。

第6条 市民の役割

(市民の役割)

第六条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

【概要】

市民は、健康の保持増進のため、その重要性に対する関心と理解を深め、日頃から積極的に行動することが必要です。本条は、歯と口腔の健康づくりが、全身の健康づくりにも関係することであり、市民の役割として、その自主性及び自立性を尊重しつつ、自ら進んで歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めることを規定しています。

第7条 基本計画の策定

(基本計画の策定)

第七条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

【概要】

本条は、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定し、生涯にわたる市民の歯と口腔の健康づくりの着実な実現に向けて、長期的展望に立ち、総合的かつ計画的に取り組むことを規定しています。

第8条 基本的施策の実施

(基本的施策の実施)

第八条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本計画に基本的施策として次に掲げる事項について定め、これを実施するものとする。

- 一 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者との連携体制の構築に関すること。
- 二 フッ化物応用等のむし歯の予防対策に関すること。
- 三 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- 四 障害者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- 五 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

【概要】

本条は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的施策を明示し、その推進を規定しています。

第一号 関係情報の収集と関係者への提供、及び関係者の連携体制を構築し、歯と口腔の健康づくりを円滑に推進していきます。

第二号 フッ化物応用等(フッ化物配合の歯磨剤、フッ化物の歯面塗布などをいう)が、むし歯予防において最も予防効果の高い手段といえることから、フッ化物応用等によるむし歯の予防対策を行います。

第三号 子どもから高齢者にいたるまで、全てのライフステージにおいて、保健、医療、福祉、教育など様々な分野の関係者が実施する保健事業を通じて、市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図ります。

第四号 障害者、介護を必要とする者等は、むし歯や歯周病等が治療されていないなど歯と口腔の健康状態が良好でないケースが見られるため、障害者等の歯と口腔の健康づくりについて、必要な施策を適切に推進していきます。

第五号 市、千葉県や国等が実施する調査等により、歯と口腔の健康づくりの現状を把握及び分析することで、歯と口腔の健康づくり対策について研究します。

第9条 財政上の措置

(財政上の措置)

第九条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【概要】

本条は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に要する費用を確保する必要があることから、市において財政上の措置を講ずる努力義務を規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。